

第一〇回

参第二六号

戦傷病者等対策審議会設置法（案）

（設置）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条第一項の規定に基づいて、総理府の附属機関として戦傷病者等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務及び権限）

第二条 審議会は、左の各号に掲げる事項に関し調査審議し、その結果を実現するように内閣総理大臣及び関係各大臣に勧告する任務及び権限を有する。

一 戦争（戦争に準ずる事変を含む。以下同じ。）に基因して負傷し、又は疾病にかかった者及び終戦後国外に抑留されている間に負傷し、又は疾病にかかった者に対する補償

二 戦争に基因して死亡した者及び前号に規定する抑留中に死亡し、又は抑留中の負傷若しくは疾病により死亡した者の遺族に対する補償

三 終戦後国外に抑留されている者の留守家族に対する補償

2 内閣総理大臣及び関係各大臣は、前項各号に規定する補償に関する企画の大綱に関しては、あらかじめ審議会の意見を求めなければならない。

（組織）

第三条 審議会は、会長、副会長及び委員二十二人以内をもつて組織する。

2 会長は内閣総理大臣をもつて、副会長は厚生大臣をもつて充てる。

3 委員は、左の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 大蔵大臣

二 文部大臣

三 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人以内

四 参議院議員のうちから参議院が指名した者 五人以内

五 学識経験のある者の中から内閣総理大臣が任命した者 十人以内

4 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第四条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長が会務を総理する。

（幹事）

第五条 審議会に幹事十人以内を置く。

2 幹事は、関係行政庁の職員及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、つねに委員に対して事務上の援助をしなければならない。

（事務職員）

第六条 審議会の事務を整理させるため、事務主幹及び所要の事務職員を置く。

2 事務主幹及びその他の事務職員は、関係行政庁の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 第三条第三項第三号及び第四号の委員の指名は、この法律施行前においてもすることができる。

3 この法律は、施行の日から起算して一年を限りその効力を有する。

4 引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

5 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

「

引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会法（昭和二十三年法律第二百十二号）に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
-----------	---

」

を

「

引揚同胞対策審議会	引揚同胞対策審議会法（昭和二十三年法律第二百十二号）に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
戦傷病者等対策審議会	戦傷病者等対策審議会設置法（昭和二十六年法律第 号）に基き戦傷病者等に対する事項を調査審議し、及び勧告すること。

」

に改める。

理 由

戦傷病者及びその道族等に対し補償を行う途を開くため、これに関する事項を調査審議し、その結果を政府に勧告する権限を有する機関として戦傷病者等対策審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。